

市第 78 号議案「横浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定」、市第 86 号議案「横浜市下水道条例の一部改正」、市第 87 号議案「横浜市公園条例の一部改正」の 3 議案について

1 条例の制定及び改正の経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号、以下「第 1 次及び第 2 次一括法」とします。）が成立し、平成 23 年 5 月 2 日（第 1 次一括法）、8 月 30 日（第 2 次一括法）にそれぞれ公布されました。

(1) 条例制定及び改正の必要性

第 1 次及び第 2 次一括法により、国の地方自治体に対する「義務付け・枠付け」の見直しが行われ、これまで国が一律で定めてきた施設・公物設置管理基準等が条例に委任されました。

法律の施行期日の経過措置につきましては、平成 25 年 3 月末で満了することから、関係条例を平成 25 年 4 月 1 日までに定めて施行する必要があります。

(2) 全体概要

第 1 次及び第 2 次一括法により、本市に委任される法律数は 18 法律に及びます。1 つの法律に関して、複数の条例制定や改正が必要となるものがありますので、市全体で 38 条例（制定 30 条例、改正 8 条例）に関する議案を第 4 回市会定例会に提案し、各局が所管条例を説明しています。

(3) 条例に委任する場合における国の基準の類型

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
標準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの
参酌すべき基準	地方公共団体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

(4) スケジュール

平成 24 年 12 月市会 議案審議

12 月 条例公布

平成 25 年 4 月 条例施行（第 1 次及び第 2 次一括法施行期限）

2 対象となる環境創造局所管条例

- (1) 横浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例（制定）
- (2) 横浜市下水道条例（一部改正）
- (3) 横浜市公園条例（一部改正）

市第 78 号議案 横浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定

1 条例委任される内容

法令名	条項	条例委任される基準	国の基準への対応	新たに制定する条例
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	13 条 1、2 項	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（省令）	参酌	横浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例

2 制定する基準の内容

(1) 対象となる施設と項目

特定公園施設	定めている項目例
園路・広場（第 4 条）	出入口、通路の幅・勾配 等
屋根付広場（第 5 条）	出入口の幅 等
休憩所 管理事務所（第 6 条）	出入口の幅 等
野外劇場 野外音楽堂（第 7 条）	車椅子使用者用観覧スペースの設置数 等
駐車場（第 8 条）	車椅子使用者用駐車施設の設置数 等
便所（第 9 条～第 11 条）	男子用小便器の設置高さ 等
水飲場 手洗場（第 12 条）	構造
掲示板 標識（第 13、14 条）	構造、表示内容、設置場所

（詳細の基準については、別表を参照。）

(2) 採用した基準

国から示された「参酌すべき」基準のとおり

3 条例制定のスケジュール

平成 24 年 12 月市会 議案審議
 12 月 条例公布
 平成 25 年 4 月 条例施行（第 1 次及び第 2 次一括法施行期限）

別表（横浜市公園バリアフリー条例の制定について）

特定公園施設	項目	基準
園路・広場 (第4条)	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>	
	(1) 出入口	<p>出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p>
		<p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p>
		<p>イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p>
		<p>ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>
		<p>エ オに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p>
		<p>オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。</p>
	(2) 通路	<p>通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p>
		<p>ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、5メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</p>
		<p>イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p>
		<p>ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p>
		<p>エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p>
		<p>オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p>
	(3) 階段（その踊場を含む。）	<p>カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p>
		<p>階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p>
		<p>ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>
		<p>イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p>
		<p>ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>
		<p>エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p>
	<p>オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。</p>	
	<p>カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>	

（園路・広場の項目 次ページへ）

特定公園施設	項目	基準	
園路・広場（続き） （第4条）	(4) 傾斜路の設置	階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。	
	(5) 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）	傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。	
		ア	幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
		イ	縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
		ウ	横断勾配は、設けないこと。
エ		路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	
オ		高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。	
カ		手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	
キ	傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。		
(6) 転落防止等	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。		
(7) 接続	次条から第12条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。		
屋根付広場 （第5条）	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。		
	(1) 出入口	出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。	
		ア	幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
		イ	ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
ウ	地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。		
(2) 広さ	車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。		
（管理）休憩所 事務所 （第6条）	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所及び管理事務所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。		
	(1) 出入口	出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。	
		ア	幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
		イ	ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
		ウ	地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
		エ	戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
	(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。		

（休憩所・管理事務所の項目 次ページへ）

特定公園施設	項目	基準	
(続き) 管理休憩所 (第6条)	(2) カウンター	カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。	
	(3) 広さ	車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。	
	(4) 便所	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第9条第2項、第10条及び第11条の基準に適合するものであること。	
(野) 外劇場 (第7条)	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場及び野外音楽堂を設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。		
	1 (1) 出入口	出入口は、第5条第1項第1号の基準に適合するものであること。	
	1 (2) 通路	ア	出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。
		イ	ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
		ウ	地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
		エ	縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
		オ	横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
		カ	路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
		キ	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
	1 (3) 車椅子使用者観覧スペースの設置	当該野外劇場もしくは野外音楽堂の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。	
	1 (4) 便所	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第9条第2項、第10条及び第11条の基準に適合するものであること。	
2 車椅子使用者観覧スペース	車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。		
	(1)	幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。	
	(2)	車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。	
(3)	車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。		

特定公園施設	項目	基準
駐車場 (第8条)	1 車椅子使用者用駐車施設の設置	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。
	2 車椅子使用者用駐車施設	車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	(1) 幅は、350センチメートル以上とすること。 (2) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。	
便所 (第9条、第11条)	1 共通(第9条)	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
		(1) 床 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
		(2) 男子用小便器 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。
	(3) 男子用小便器の手すり 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。	
	2 (第9条、便所)	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。
		(1) 便房 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
		(2) 便所 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。
	便房、便所の構造(第10条、第11条)	前条第2項第1号の便房が設けられた便所又は前条第2項第2号の便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
		出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
		ア 幅は、80センチメートル以上とすること。
イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。		
ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。		
エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。		
オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。		
(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。		
1(2) 便房・便所の広さ	車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。	
2 便房、便所(便所は(1)を除く)	(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	
	(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。	
	(3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。	
	(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。	

特定 公園施設	項目	基準
(第13条第1項第2号)	構造	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する第5条第7号に規定する水飲場及び手洗場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。
(第13条第1項第3号)	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板及び標識を設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	(1) 構造 (第13条)	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。
	(2) 表示内容 (第13条)	当該掲示板及び標識に表示された内容が容易に識別できるものであること。
(第14条)	設置場所 (第14条)	第4条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第4条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。